

最近、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販売されています。その中には、日本の電波法令で定める技術基準に合致せず、使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨害を与える場合があります。

総務省では技術基準に合致しないおそれのある無線設備を購入して電波の強さ等の測定を行う取組（無線設備試買テスト）を実施しています。その結果、基準に合致しないことが明らかな無線設備に関する情報を公表しています。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>



日本で使用が禁止されている主な外国規格の無線機

FRS及びGMRS（外国規格のトランシーバー）



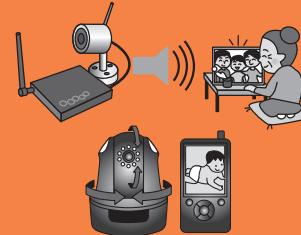
国内規格の特定小電力トランシーバーに比べ、安価、通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利と宣伝されている。
防災行政用無線や放送事業用無線等の重要な無線通信に妨害を与える場合がある。

携帯電話等の通信機能抑止装置（ジャマー）



携帯電話の呼び出し音等による迷惑防止やセキュリティ対策になると宣伝されている。使用には免許が必要であり、無免許で設置した装置は携帯電話等の重要な無線通信に妨害を与える場合がある。

ワイヤレスカメラ・ベビーモニター



国内規格の特定小電力無線局の基準を満たさない外国規格のものは航空保安用無線等の重要な無線通信に妨害を与える場合がある。

FMトランスミッター



国内規格の微弱無線局の基準を満たさない外国規格のものは防災行政用無線や港湾業務用無線等の重要な無線通信に妨害を与える場合がある。

アナログ簡易無線局（350MHz及び400MHz帯のアナログ方式の周波数を使用する簡易無線局）について

①アナログ方式の簡易無線局の場合の対応

令和6年11月30日をもって全ての無線局免許の有効期間が満了しており、引き続き簡易無線局を使用する場合は、デジタル方式の簡易無線局に買換えが必要となります。

②アナログ方式の周波数及びデジタル方式の周波数を使用可能なデュアル方式の簡易無線局の場合の対応

デュアル方式の簡易無線局についても、アナログ方式の周波数の使用は令和6年11月30日までとなっています。

このため、アナログ方式の周波数を発射できないように、簡易無線局の製造メーカー等で無線設備の改修を行う必要があります。

原則として、電波を発射するには無線局の免許が必要です。

無線機の電源がオフになっていたり、アンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、**電波法違反**となります。

アマチュア無線

無線従事者及び無線局の免許が必要。



アマチュア無線機

無線機を許可なく改造し、ブースターを接続して出力をアップすることや、アマチュア無線で使用が認められている周波数帯以外で送信している。

【不法無線局による主な妨害事例】

- 重要な無線通信（警察用、消防用、鉄道用等）を妨害し、人命の安全等に支障を来す。

市民ラジオ（CB無線）



合法CB無線機

技適マークがあれば無線従事者の資格及び無線局の免許は必要なし。改造機は免許状や技適マークの表示があっても不法無線局になります。



不法CB無線機

△不法無線局
送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して1kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】

- 電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声が乱れる。
- 電子機器（OA機器等）が誤作動。
- 漁業用無線が使用できなくなる。

※1 デジタル無線機へ買換えを行った場合は無線局の免許申請が必要になります。

※2 無線設備の改修によりアナログ方式の周波数の停波措置を行った場合は無線設備の変更申請が必要となります。